

10月から 本人通知制度を実施します



本人通知制度とは：

住民票や戸籍などの証明書を代理人や第三者に交付した場合、そのことを事前登録した人へお知らせする制度です。証明書の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を未然に防止することを目的としています。

証明書の請求があった際、交付の可否を登録者に確認したり、請求者の住所・氏名などをお知らせする制度ではありません。また、通知の対象は登録した本人の証明書を第三者に交付した場合に限り（同じ証明書に記載されている人でも、登録をしていなければ対象となりません）。

代理人 ▼ 本人の委任状により代理人と定められた人

第三者 ▼ 自己の権利の行使または義務の履行のため、住民票の写しなどを請求する「正当な理由」がある個人、または法人および国家

資格をもつ 8 士業（弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士）

登録について

本人通知制度を利用するには、あらかじめ登録申請が必要です（無料）。

登録（申請）開始日

平成 29 年 10 月 2 日（月）から

対象者

- ・ 町内に住民登録をしている、またはしている人
- ・ 町内に本籍がある、またはあった人

受付場所

住民保険課住民係

申請に必要なもの

【登録者本人が申し込む場合】

- 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポートなど）
- ※顔写真がないもの（保険証、年金手帳、預金通帳など）の場合は 2 点が必要です。

【代理人が申し込む場合】

- 代理人の本人確認書類、委任状（登録者本人が自署、押印したものの）

※法定代理人の場合、必要となる書類が異なりますので、窓口で確認してください。

医療・介護の負担軽減措置の終了について

熊本地震により被災された方に対する益城町国保、益城町の後期高齢者医療、益城町介護保険についての医療・介護の各種負担軽減措置が次のとおり終了します。



負担軽減項目	担当課	免除・減免の期限および申請受付期限
益城町国民健康保険の一部負担金免除	住民保険課 保険年金係 ☎ 286-3113	平成 29 年 9 月 30 日までの医療機関受診分
後期高齢者医療制度の一部負担金免除		
後期高齢者医療保険料の減免	税務課 課税係 ☎ 286-3380	平成 29 年 4 月から 9 月までの月割算定額をもとに保険税・保険料が減免されます。 申請期限：平成 29 年 10 月 31 日 午後 5 時
益城町国民健康保険税の減免		
益城町介護保険料の減免		
介護サービス利用料の免除 (総合事業を含む)	福祉課 介護保険係 高齢者支援係 ☎ 286-3114	平成 29 年 9 月 30 日までの介護サービス利用料 (総合事業を含む)

負担軽減措置の内容については、「平成 28 年熊本地震で被災された皆さまへ(第 5 版)」(小冊子)をご確認いただくか、各担当課へお問い合わせください。

※社会保険など、他の医療保険にご加入の方は、それぞれの保険者へお問い合わせください。